

第8回管理運営WS課題まとめ

『本庄市市民活動交流センターの設置及び管理に関する条例（案）
及び本庄市市民活動交流センター条例施行規則（案）について』

Ⓐ Aグループの意見

Ⓑ Bグループの意見

○本庄市市民活動交流センターの設置及び管理に関する条例【案】

平成26年 月 日

条例第 号

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定による公の施設として、本庄市市民活動交流センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。

| 名称 | 位置 |
|---------------|--------------|
| 本庄市市民活動交流センター | 本庄市銀座一丁目1番1号 |

（目的）

第2条 センターは、市民活動の推進と交流を図るとともに、市民と行政との連携及び協働を促進することにより、市民主体のまちづくりの実現に寄与し、もって地域の活性化と賑わいを創出することを目的とする。

（用語の定義）

第3条 この条例において「市民」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に通勤し、又は通学する個人
- (3) 市内で事業その他の活動を行う個人又は法人その他の団体

（業務）

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市民活動に関する活動の場の提供に関すること。
- (2) 市民活動に係る交流の促進に関すること。
- (3) 市民活動及び観光等に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 市民活動に係る学習の機会の提供に関すること。
- (5) 市民活動に係る相談に関すること。
- (6) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

（利用者の範囲）

第5条 センターの施設を利用することができる者は、市内で主たる活動を行う市民とする。

2 市長は、管理上支障がないと認めるときは、前項に規定する者以外のものに対しても、利用を許可することができる。

（休館日）

第6条 センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、

Ⓐ 市長の判断に委ねる表現が随所に出ているが、全てのことを市長は把握しているのか。実際には誰が決められるのかが非常に曖昧であるため、明確にしてほしい。
なお、コミセンでは管理部会が設置されており、ある程度のことは管理部会に権限が委ねられている。

A 未成年者の利用については、法律に基づき利用時間を定めるべき

【補足情報】

埼玉県青少年健全育成条例：第21条 保護者は、深夜（午後11時から翌日の午前4時まで）に青少年を外出させないように努めなければならない。
※群馬県は深夜を午後10時から翌日の午前4時と定めている。

又は休館日に開館することができる。

(利用時間)



第7条 センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、当該利用時間を変更することができる。

(利用期間) B 一定期間内における利用回数の制限を設ける必要がある
(例：1ヶ月〇回まで利用可能)

第8条 施設等を連続して利用することができる期間は、次のとおりとする。

(1) 活動室等の貸出スペース及び附属設備 7日

(2) 団体ロッカー 利用を開始する日から当該年度の末日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、当該利用期間を変更することができる。

(利用の許可)

第9条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの施設等の利用を許可しない。

(1) センターの設置目的に反するおそれがあるとき（第5条第2項に規定する利用を除く。）。
(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために利用するとき。

(5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。

(6) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。

(7) 前6号に定めるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条 第9条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第12条 市長は、センターの管理上特に支障があると認めるとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可の条件を変更し、若しくは利用を停

止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (2) 利用の許可の申請に偽りがあったとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の措置によって施設等の利用者に損害が生じることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第13条 利用者は、センターの設備等について利用の許可を受けたときは、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、附属設備の使用料は、別に規則で定める。

(使用料の減免) **B** 申請期限、減免の開始日、有効期限等の減免手続きに関する時間軸を明記する
(条例14条または施行規則10条に追記する)

第14条 市長は、必要があると認めるとき、又は特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターの施設等を利用することができないとき。**A** 登録団体は優先して予約できるため、原則としてキャンセルは認めない
→キャンセルをした場合は、キャンセル料をとるべきである
- (3) 利用する日の3日前までに利用の取り消しの申し出があったとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第12条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第17条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中にセンターの施設若しくは設備を損傷し、又はセンターの物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、損害賠償の額を減額し、又は免除することができる。

(営利行為の禁止)

A 別表との相関は？矛盾しているのではないか

第18条 何人もセンターにおいて、営利を目的とした行為をしてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたとき、又は第5条第2項に規定する利用のときは、この

限りでない。

(指定管理者による管理)

第 19 条 市長は、センターの設置目的を効果的に達成するため、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により、会館の管理を指定管理者に行わせる場合における当該指定管理者の指定の手続き、その他当該センターの指定管理者による管理に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、本庄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年本庄市条例第 65 号）の規定によるものとする。

3 第 1 項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第 6 条から第 8 条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの休館日、利用時間及び利用期間を変更し、又は別に定めることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 20 条 指定管理者は、次の業務を行う。

(1) 第 4 条各号に掲げる業務

(2) センターの施設等の利用の許可に関する業務

(3) センターの施設等の維持管理に関する業務（市長が定めるものを除く。）

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第 5 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条及び第 18 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 12 条第 2 項中「市」とあるのは「市又は指定管理者」と、第 17 条ただし書中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」とする。

3 市長は、第 19 条第 1 項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、別に定めるところにより、当該指定管理者に、第 1 項第 1 号の業務について市民の意見を反映させるための必要な措置を講じさせなければならない。

(利用料金)

第 21 条 第 13 条の規定にかかわらず、第 19 条第 1 項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、第 13 条に定める額の範囲において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、免除し、又は全部若しくは一部を還付することができる。

(指定の取消し等の場合における管理)

第 22 条 本庄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年本庄市条例第 65 号）第 7 第 1 項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間については、市長がセンターの管理を行うものとする。

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条、第 8 条から第 15 条まで及び別表の規定は、同年 3 月 1 日から施行する。

ⓑ【訂正】ないし

別表（第 13 条関係）

| No. | 名称 | 使用単位 | 使用料（円） |
|-----|-----------|------|--------|
| 1 | 多目的ホール | 1 時間 | |
| 2 | 展示ホール | 1 時間 | |
| 3 | 活動室 A | 1 時間 | |
| 4 | 活動室 B | 1 時間 | |
| 5 | 活動室 C | 1 時間 | |
| 6 | 活動室 D | 1 時間 | |
| 7 | 活動室 E | 1 時間 | |
| 8 | 活動室 F | 1 時間 | |
| 9 | 活動室 G | 1 時間 | |
| 10 | フィットネスルーム | 1 時間 | |
| 11 | キッチンスタジオ | 1 時間 | |
| 12 | I T 活動室 | 1 時間 | |
| 13 | アトリエ | 1 時間 | |
| 14 | 音楽スタジオ 1 | 1 時間 | |
| 15 | 音楽スタジオ 2 | 1 時間 | |
| 16 | 和室 | 1 時間 | |
| 17 | 控室 | 1 時間 | |
| 18 | パントリー | 1 時間 | |
| 19 | ロッカー（大） | 1 月 | |
| 20 | ロッカー（中） | 1 月 | |

Ⓐ 1 時間単位がベストなのか
使用単位とは、利用時間区分の単位 or 使用料金の単位が 1 時間なのか分かりにくい。また、施設を 1 時間のみ利用する人はいないため、実質利用時間を考慮し『使用単位』の表現を見直すべき。

検討中

A ※4「営利目的又は興業目的」の定義が分かりにくいいため、明確にすべき
 例えば、ボランティア団体が映画上映を行い対価を徴収した場合、営利目的に該当する
 のか。また、民間企業が面接会場として施設を利用した場合、利用目的自体は営利
 ではなく、受験者から対価も徴収していないが、営利目的に該当するかの。

| | | | |
|----|-----------------|--|--|
| 21 | ロッカー（小） | 1月 | |
| 22 | カフェスペース | 1月 | |
| 23 | 貸事務室（相談室を含む） | 1月 | |
| 24 | 市民活動支援ルーム（1区画） | 1月 | |
| 25 | 小イベント広場 | 営利目的又は興行を目的として占有する場合には 占有面積に関わらず1時間 円とする。 | |
| 26 | 小公園 | | |
| 27 | イベント広場（駐車場を兼ねる） | | |
| 28 | ショップスペース | 物品等の売上額に100分の10を乗じた額。ただし、 使用料の額に1円未満の端数が生じた時は、その 端数を切り捨てる。 | |

備考

- 1 使用時間の単位は、午前9時から始まる1時間ごとの区分とする。
- 2 1月とは、月の初日からその月の末日までの期間をいう。
- 3 利用の期間が1月未満であるとき、又は利用の期間に1月未満の端数が生じたときは、1月とする。

※4 営利目的又は興行を目的として利用する場合のNo.1からNo.18までの使用料は、所定の金額の5倍とする。

- 5 営利目的又は興行以外の目的で入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。）を徴収する場合のNo.1からNo.18の使用料は、所定の金額の2倍とする。
- 6 本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町に居住又は通勤・通学している者以外が利用する場合のNo.1からNo.18の使用料は、所定の金額の2倍とする。（上記4または5にも該当する場合には、所定の金額にそれぞれ定められた倍率を乗じた額の2倍とする。）

- A** 何に基づき使用可能なのか、本庄市以外の4市町の住民が利用する場合は使用料やその他利用条件は同じなのか。また、本庄市の住民に優先権はあるのか。備考6の表現は曖昧で分かりにくいいため、明確にすべき。
- B** 本庄市近隣の市町との間で施設の共有協定があるのか

【補足情報】

本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町（以下「構成市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、構成市町が設置する公の施設を構成市町の住民が相互に利用することに関し、協定（児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協定書）を結んでいる。
 この協定に基づき、構成市町の住民がお互いの施設（文化施設・スポーツ施設・福祉施設など）を地元の住民と同様（利用制限や割り増し料金無し）に利用できる。

○本庄市市民活動交流センター条例施行規則【案】

平成 26 年 月 日

規則第 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、本庄市市民活動交流センターの設置及び管理に関する条例(平成 26 年本庄市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管)

第 2 条 本庄市市民活動交流センター(以下「センター」という。)は、市民生活部市民活動推進課が所管する。

(団体登録)

第 3 条 定期的にセンターを団体で利用しようとするもの(以下「登録団体」という。)は、本庄市市民活動交流センター団体利用登録・変更申請書(様式第 1 号)により、市長に登録申請をし、本庄市市民活動交流センター団体利用登録許可書(様式第 2 号)及び団体登録カード(様式第 3 号)の交付を受けなければならない。

2 登録の有効期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

3 登録できる団体は、市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学する者で、2 人以上で団体を構成し、当該団体に代表者として成人が 1 人以上含まれている団体とする。

4 登録団体がセンターを利用するときは、**団体登録カードを提示**し、第 5 条の手続を経なければならない

B 予約時、支払時等の手続きにおける規則を明確にすべき
例：登録者以外の団体会員がカードを持参した場合の取り扱い

5 団体登録カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

6 団体登録カードを紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(調整会議)

第 4 条 市長は、センターの効率的な利用を推進するため、登録団体利用調整会議(以下「調整会議」という。)を開催することができる。

2 調整会議の構成員は、前条の規定に基づき登録された利用団体の代表者とする。

3 調整会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(利用の申請)

第 5 条 条例第 9 条の規定によりセンターの利用の許可を受けようとする者は、利用する日が属する月の 3 月前の月の 7 日を経過した日から利用当日までに本庄市市民活動交流センター利用許可申請書(様式第 4 号。以下「申

A ネット申請も可とする条文に修正する
近隣市町村はネットでの予約を受付しており、本市も利用者の利便性を考慮し、活用すべき。但し、使用料の支払い期限等のルールを設ける必要がある。

請書」という。)を市長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、第3条による登録団体が登録利用日の利用許可申請をする場合は、利用する日が属する月の3月前の月の1日から申請書を市長に提出することができる。

- 2 前項の規定は、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りではない。

(利用の許可)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、センターの施設等の利用を許可したときは、本庄市市民活動交流センター利用許可書兼領収書(様式第5号。以下「利用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

- 2 市民活動支援ルームの使用を許可する期間は、1年以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

(利用の変更)

第7条 センターの施設等の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が当該許可に係る事項を変更しようとするときは、本庄市市民活動交流センター利用変更許可申請書(様式第6号)に利用許可書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、利用の変更を許可したときは、本庄市市民活動交流センター利用変更許可書兼領収書(様式第7号)を申請者に交付するものとする。

(附属設備の使用料)

第8条 条例第13条第2項に規定する規則で定める附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の納期)

第9条 条例第13条の使用料は、条例第9条の規定による利用許可書の交付と同時に納付するものとする。ただし、ロッカー、カフェスペース、貸事務室及び市民活動支援ルームの利用者は、使用を開始する日の属する月分の使用料にあつては許可を受けたときに、引き続き使用する月分の使用料にあつては使用する月の前月の末日までに当該使用料を納付しなければならない。

B 申請期限、減免の開始日、有効期限等の減免手続きに関する時間軸を明記する
(条例14条または施行規則10条に追記する)

(使用料の減免基準及び割合)

第10条 条例第14条の規定により、使用料を減額し、又は免除できる場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 市の機関が利用するとき 全額免除
(2) 市内の官公庁が利用するとき 全額免除

A
・明確にする
・例を明示する

- (3) 市内の小中学校及び高等学校が主体とした教育活動により利用する場合 全額免除
- (4) 団体等が市との共催で利用するとき 全額免除
- (5) 地域や社会における課題の発見及び解決のために、公共の利益や社会貢献を目的として、継続的かつ自発的に営利を目的としない活動を行っている団体等で市が認めた団体が利用するとき 100分の50
- (6) 団体等が市の後援を得て利用するとき 100分の50
- (7) 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒が利用するとき 100分の50
- (8) その他市長が特別の理由があると認めたとき 全額免除又は100分の50

B 例を明示する

2 前項に規定する場合で、センターを利用するにあたり、営利目的又は興行を目的として利用する場合若しくは興行以外の目的で入場料又はこれに類する料金を徴収して使用する場合は、使用料の減額又は免除をしない。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

3 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、本庄市市民活動交流センター使用料減額・免除申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。 **B** 申請期間を明記する

4 市長は、前項の規定による申請を受理し、その内容を審査し、適当と認めたときは、本庄市市民活動交流センター使用料減額・免除決定通知書（様式第9号）を交付するものとする。

5 第1項の規定により使用料を減額して算定する場合において、当該金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
（使用料の還付）

第11条 条例第15条ただし書の規定により、既納の使用料の還付を受けようとする者は、本庄市市民活動交流センター使用料還付申請書（様式第10号）に利用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理し、その内容を審査し、適当と認めたときは、本庄市市民活動交流センター使用料還付決定通知書（様式第11号）を交付し、既納の使用料の還付を行うものとする。
（遵守事項及び指示）

第12条 市長は、センターの利用者の遵守事項を定め、センターの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

（損傷等の届出）

第13条 センターの施設若しくは設備を損傷し、又はセンターの物品を亡失し、若しくは損傷した者は、直ちに市長に届け出てその指示に従わなければならない。

（指定管理者に関する読替え）

第 14 条 条例第 19 条の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)がセンターの管理に関する業務を行う場合における第 3 条から第 7 条まで及び第 10 条から第 13 条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第 号から様式第 号までの規定中「本庄市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第 号及び様式第 号中「本庄市会計管理者」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条から第 11 条まで及び別表の規定は、同年 3 月 1 日から施行する。

別表 (第 8 条関係)

附属設備使用料

| 名称 | 単位 | 使用料 (円) | | 備考 |
|------------------|-----|----------------------|----------------------------|--------------|
| | | 利用時間 内で貸し 出す場合 | 利用時間 を超えて 貸し出す 場合 | |
| | | 3 時間ま でごとに | 1 日まで ごとに | |
| マイクロホン | 1 本 | | | |
| ワイヤレスマイクロホン | 1 本 | | | |
| プロジェクター | 1 台 | | | スクリーン込み |
| 移動式テレビ | 1 台 | 検討中 | | |
| ノート型パソコン | 1 台 | | | |
| 多目的ホール発表会・講演会セット | 1 式 | | | 舞台・音響・照明設備込み |
| 展示ホール展示会セット | 1 式 | | | 音響・照明設備込み |

備考

- 1 利用時間とは、午前 9 時から午後 10 時までをいう。
- 2 この表による使用料の額は、貸出から返却までを 1 回の利用として計算する。ただし、利用時間内で貸し出す場合において、1 回の利用が 1 2 時間を超えるときは、1 2 時間の利用として計算する。

申請書等の様式については作成中